

静岡地方気象台
御前崎海底地震計バッテリー交換作業
仕様書

令和7年度
東京管区気象台

1 件名

静岡地方気象台 御前崎海底地震計バッテリー交換作業

2 目的

本件は、勝浦特別地域気象観測所に整備している房総沖海底地震常時観測システムの中継所受信装置において、バッテリーの交換作業をすることを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、静岡地方気象台 御前崎海底地震計バッテリー交換作業について適用するものである。

4 品名及び数量

バッテリー交換 一式

5 作業実施場所

静岡県御前崎市御前崎4146 御前崎特別地域気象観測所

6 履行期限

令和8年3月27日（金）

7 監督

- (1) 東京管区気象台の任命する監督職員により、契約書及び本仕様書の内容に適合するか否かについて監督を行う。
- (2) 監督職員は、作業の進捗状況や提出書類の内容について、補足説明や補足資料の要求を行うことができる。受注者は、その説明や資料の提出について監督職員の指示によること。
- (3) 受注者は、本仕様の細部及び内容に疑義を生じた場合は、監督職員と打合せの上、その指示によること。

8 検査

- (1) 東京管区気象台の任命する検査職員により、契約書及び本仕様書の内容に適合するか否かについて検査を行う。検査は、契約書及び本仕様書の内容に適合するか否かについて合格又は不合格の判定を行う。
- (2) 受注者は、検査職員の職務遂行に協力すること。

9 適用法令

本仕様並びに各種関係法令に適合した作業を実施すること。

10 提出書類

提出書類は原則としてA4版、日本語とし、指定部数をそれぞれ指定した期日までに監督職員に提出すること。また、CD-R等電子媒体に保存し、1部提出すること。

(1) 打ち合せ議事録

受注者は、打ち合せ都度、議事録を作成し、速やかに1部を監督職員に提出して承認を得ること。

(2) 作業工程表

作業予定日及び作業工程に関する資料を作成し、契約後1週間以内に1部を監督職員に提出して承認を得ること。

(3) 作業者名簿

作業従事者の所属と氏名（作業責任者を含む全ての者）を記載した作業者名簿を作業予定日の1週間前までに1部を監督職員に提出すること。また、作業責任者については連絡先も記載すること。

(4) 作業日報

その日の作業内容及び作業従事者の所属と氏名（作業責任者を含む）を記載した作業日報1部を作成し、その都度、監督職員に提出すること。なお、書式は様式1のとおりとする。

(5) 作業報告書

各機器の状態に関する所見、作業内容、測定結果、次回の点検及び調整作業の際に実施すべき事項等を記載した報告書を作成すること。また、作業内容及び機器等の状況について写真撮影し、各写真に説明を付けた上でアルバムに収め、2部を監督職員に提出すること。なお、デジタル画像については、CD-R等電子媒体に保存し、1部提出すること。

11 連絡及び指示事項

- (1) 受注者は、本作業の工程について事前に監督職員と協議し承認を得ること。
なお、現地における作業時間は、原則として官庁執務時間内とする。やむを得ず時間外に及ぶ場合は、監督職員と協議し、その指示によること。
- (2) 気象庁以外の施設に設置してある観測所において、現場の担当者から作業の中断及び中止等の指示があった場合は、その指示によること。
- (3) 本作業の実施にあたり、既存の施設等に損傷を与えることのないよう十分な対策を講じること。万一損傷を与えた場合は、監督職員の指示により、速やかに復旧させること。
- (4) 本作業の実施にあたり、作業従事者は作業者名簿に記載された本人であることを示す名札等を着用するとともに、身分証明書も携行し、提示を求められた場合はその指示によること。
- (5) 本作業に使用する車両、機材、測定器、工具等は全て受注者が用意するこ

と。

- (6) 安全確保に留意すること。本作業中に発生した事故等については、受注者の責任で処理すること。
- (7) 本作業によって生じた廃棄物は、監督職員の指示により、処分に必要な処置を行うこと。

12 保証

本仕様による点検及び調整終了後、1年以内に明らかに本作業に起因する不具合が生じた場合は、受注者の責任において、速やかに修理及び部品を交換し、復旧させること。

13 作業概要

- (1) 受注者は、各機器の機能と性能を最適な状態に維持し、円滑な運用を確保することを目的として、動作状態について点検及び調整すること。
- (2) 本作業の実施にあたり、消耗部品の交換（有償交換部品）が必要になった場合は、別途契約により措置するものとする。ただし、装置又は部品の不良に起因する故障等については、監督職員と協議してその指示によること。
- (3) 本作業の実施にあたり、障害の原因となりうる劣化、消耗、異音、振動等の有無を点検し、次の点検及び調整作業の際に実施すべき事項を監督職員に報告すること。

14 作業内容

作業に際しては、観測に影響がないように十分留意すること。

- (1) 点検
交換用バッテリーの点検を実施すること。なお、交換用バッテリーは官給品として支給する。官給品は現地観測点局舎内に置いてある（表1）。
- (2) 交換と取付け調整
バッテリーを交換し、取付け調整を行うこと。なお、交換方法については事前に監督職員と協議し、承認を得ておくこと。交換後に不要となったバッテリーは、下記住所まで運搬すること。

静岡地方気象台
〒422-8006
静岡県静岡市駿河区曲金2丁目1-5

表1 官給品バッテリー GSユアサ製

バッテリー形式	個数	備 考
CS-600 (E)	11	直流定電圧電源装置用バッテリー

作 業 日 報

					検査 職員		監督 職員		
令和 年 月 日 曜日				天 候					
契約件名					会 社 名				
作業時間					作業責任者				
作業場所		作業人員	技術者 名		工数	技術者 人時		進捗率	
			労務者 名			労務者 人時			
								%	
所 属		氏 名			所 属		氏 名		
作業内容									
打合せ事項									
材料等の搬入状況									
翌日の予定									

- 注 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とすること。
- 2 この様式は、適宜変更して差し支えない。この場合、できるだけ上記内容を記載すること。
- 3 監督職員は、契約担当官等へ報告を行う場合は、この日報の写しをもって報告書に代えることができる。
- 4 全作業従事者の「所属・氏名」を記載すること。